建築物解体工事特記仕様書（１）

（令和７年改訂版）

※令和7年11月1日以降適用

Ⅰ 工 事 概 要

1 工事名　湯ノ原地区消防ポンプ格納庫解体撤去工事
2 工事場所　湯沢市湯ノ原一丁目９番
3 敷地面積　18.25㎡（解体撤去後整地ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装範囲）
4 用途地域等　都市計画区域内（近隣商業地域）　準防火地域（法第22条指定区域）
5 解体規模

建築物	棟 No.	1				
	棟 名 称	消防ポンプ格納庫				
	構　造	コンクリートブロック造				
	階　数	1				
	建築面積	8.76㎡				
	延床面積	8.76㎡				
	建 築 年	昭和48年				
その他	・					

Ⅱ 解体工事仕様

1 共通仕様
図面及び本仕様に記載されていない事項は、国土交通大臣官房官庁営繕部制定「建築物解体工事共通仕様書令和４年版・同解説（以下、「解体共通仕様書」という。）」、「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）令和４年版（以下、「標準仕様書」という。）」及び「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）令和４年版（以下、「改修標準仕様書」という。）」、「建築工事安全施工技術指針」、「建設工事公衆災害防止対策要綱　建築工事編」、「建設工事公衆災害防止対策要綱　建築工事編」、「建設副産物適正処理推進要綱」による。

2 特記仕様書の適用等
(1) 項目は、番号に○印のついたものを適用する。
(2) 特記事項は、⊙印のついたものを適用する。　○印のつかない場合は、※印のついたものを適用する。
⊙印と※印がついた場合は、共に適用する。
(3) 特記事項に記載の（　　）内表示番号は解体共通仕様書、＜　　＞内表示番号は標準仕様書の当該項目、当該図面又は当該表を示す。

章	項　目	特　記　事　項
① 一般共通事項	① 一般事項	工事にあたっては、近隣住民や通行人に対する安全の確保に努めること。 工事にあたっては、構造物の状況や工事現場周辺の環境状況を検討した上で、騒音規制法、振動規制法等の関係諸法令を遵守し、必要な措置を講じること。 工事施工中に予期せぬ事態や疑義が生じた場合は、監督職員に報告の上、指示に従い適正な処理を行うこと。 工事に伴う官公庁への届け出等の手続き（その費用を含む）及び工事用電気・水道等の使用に係る費用は、受注者の負担とする。 工事による発生材は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下、「建設リサイクル法」という。）等の関係諸法令を遵守し、監督職員の承諾を得て適正に処分すること。 受注者は、監督職員と随時打合せを行い、工程の確認・調整及び工事の円滑な進捗を図ること。
	2 工事実績情報システム（CORINS）の登録	登録する　（1. 1. 4）
	3 工事の余裕期間	・ 発注者指定方式　・ 任意着手方式 適用する場合は別に定める「余裕期間に係る特記事項」によること。
	4 技術者の専任	※契約締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、契約締結後、監督職員と打合せにおいて定める。 ・契約締結後、　年　月　日までの期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。 ※工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、完成検査確認通知書の日付とする。
	⑤ 工事の記録等	工事中、完成時ともカラー写真とする。　（1. 2. 3） 分類 ／ 規格 ／ 撮影箇所 ／ 提出部数 着工前 ／ サービス版 ／ 営繕工事写真撮影要領　平成２８年版「工事写真撮影ガイドブック」 ／ 1 部 工事中 ／ サービス版 ／ 建築工事編及び解体工事編による ／ 1 部 部 完成時 ／ サービス版 ／ 1 部 この表のほか監督職員が必要と認め、指示した箇所及び部数。 また、上記の写真はデジタル写真も可とし、その仕様等は監督職員の指示による。
	6 女性技術者活躍モデル工事の対象	・発注者指定型 (1)モデル工事の実施については、「秋田県女性技術者活躍モデル工事実施要項」に基づいて実施するものとする。 (2)快適トイレ(女性専用)の設置に要する費用は、共通仮設費に計上しているが、「快適トイレ実施要項」に基づき、設計変更の対象とする。 (3)女性が現場で働くための環境改善に資する施設等に要した費用については、それを証明できる書類の写し(実際の取引伝票等)を監督職員に提出するものとし、その費用については設計変更の対象とする。

章	項　目	特　記　事　項
① 一般共通事項		※受注者希望型 (1)本工事は秋田県女性技術者活躍モデル工事(受注者希望型)であるため、女性技術者登用を希望する場合、発注者と協議を行い、実施について発注者が認めて指示した場合は、本工事をモデル工事として扱うものとする。 (2)モデル工事の実施については、「秋田県女性技術者活躍モデル工事実施要項」に基づいて実施するものとする。 (3)快適トイレの設置に要する費用は、「快適トイレ実施要項」に基づき設計変更の対象とする。 (4)女性が現場で働くための環境改善に資する施設等に要した費用については、それを証明できる書類の写し(実際の取引伝票等)を監督職員に提出するものとし、その費用については設計変更の対象とする。
	7 電気保安技術者	配置する　（1. 3. 3）
	⑧ 週休２日制工事の対象	本工事は、「湯沢市週休２日制工事実施要綱」及び「湯沢市週休２日制工事に関する運用」に基づいて実施する。 ※完全週休２日（土日）工事 ・月単位の週休２日工事
	⑨ 施工条件	関連工事による施工時期の調整　・ 有（内容：　　） ⊙ 無 施工時期・時間の制限　※ 指定しない　・ 部位別施工順序　※ 指定しない　・ 図示による 工事用車両の駐車場所　⊙ 有（図示又は協議による）　・ 無 資機材置場所　⊙ 有（図示又は協議による）　・ 無 関係機関等との協議の未成立事項　・ 有（内容：　　） ⊙ 無 関係機関等との協議結果　・ 有（内容：　　） ⊙ 無
	⑩ 施工計画書等	工程表・施工計画書・仮設計画書等は、工事契約締結後速やかに　（1. 2. 2） 監督職員に提出し、承諾を得ること。 建築物の解体工事の施工計画書の作成にあたっては、建設副産物リサイクル広報推進会議が発刊した「建築物の解体等に伴う有害物質等の適切な取扱い」などを参考に有害物質等の事前調査をすること。また、事故防止（特に外壁等の崩落による公衆災害の防止）を図るため関係する法令、指針等を遵守するほか、特に以下に留意しなければならない。 『建築物の解体工事における外壁の崩落等による公衆災害防止対策に関するガイドライン（平成１５年７月３日付け国土交通省住宅局長通達）』参照 ガイドラインの抜粋（なお、次にある「請負者」は「受注者」に、「監督員」は「監督職員」にそれぞれ読み替えること。） 1 施工計画書等の作成にあたっては、解体対象物の構造、立地条件等を事前に充分調査把握し、事故防止に十分配慮した解体工法・解体手順等を決定すること。 2 請負者は、設計図書等を充分把握するとともに、実況が設計図書と異なることを想定し、各構造部分の充分な目視確認するとともに、特殊構造の建築物の解体にあたっては、必要に応じて構造の専門家と十分協議し、安全性を考慮した工法を選択すること。 3 請負者は、解体工事途中段階で想定外の構造、鉄骨の腐食、設備等が判明した場合は、工事を一旦中止し、監督員に報告したうえで、施工計画の修正を検討すること。 4 請負者は、公衆災害を防止する観点から、特に①建築物の外周部が張り出している構造の建築物、②カーテンウォール等、外壁が構造的に自立していない工法の建築物の解体工事の施工にあたっては、工事の各段階において構造的な安定性を保つよう、工法の選択等を適切に行うこと。 5 請負者は、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、プレキャストコンクリート造等の異種構造の接合部、増改築部分と従前部分の接合部等の解体については、特に接合部の強度等に十分配慮した施工計画を作成、工事の実施を行うこと。
	⑪ 施工中の安全確保及び環境保全等	「低騒音型･低振動型建設機械の指定に関する規定」(平成9年建設省告示第1537号)に基づき、指定された建設機械を使用する。　（1. 3. 6） 「建設機械に関する技術指針」(平成3年建設省通知第247号)に基づき、指定された排出ガス対策型建設機械を使用する。　（1. 3. 6） 地下埋設物等による有出ガス（炭酸ガス、一酸化炭素、及びメタンガス等）の発生への対処、地下構造物の撤去時における周壁崩落事故及び転落事故防止の安全対策に十分注意すること。 作業に必要な酸素、アセチレン、及び軽油等の危険物は所定の位置に施錠の上保管、若しくは現場外に搬出する等管理を徹底すること。労働災害及びその他の事故発生等を防止するための注意と、常時の点検を作業員に徹底させること。 作業開始前に当日の工事打ち合わせを実施し、公害及び第三者に対する事故防止及び周辺環境の保全に努めること。　（1. 3. 9）
	⑫ 交通安全管理	関係機関との協議　（1. 3. 7） ⊙ 必要（関係機関：国道管理者 雄勝地域振興局　）　・ 必要なし 交通誘導員 ・ 配置する（・ 警備業法第18条に規定する特定の種別の警備業務　・ 任意） （ 延べ　　人・日） ⊙ 配置しない 特定の種別の警備業務は、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号)及び秋田県公安委員会告示第94号(令和2年9月29日)による。
	13 発生材の処理等	引渡しを要するもの　（1. 3. 10） ・ ポリ塩化ビフェニル（PCB）含有物 ・ 現場再利用発生材 ・
	14 事前調査	施工数量調査　（1. 5. 2） 調査項目 ／ 調査範囲 ／ 調査方法 ／ 成果品

章	項　目	特　記　事　項
① 一般共通事項	⑮ 近隣との折衝等	工事着手前に近隣住民等へ工事内容を周知するとともに、着手後は週間の作業内容を掲示等により知らせること。 住民説明会の開催　（ ※ 実施する　⊙ 実施しない）
	16 解体作業中の騒音及び振動調査	解体作業中の騒音、振動調査 実施する（・ 常時測定　・ 測定回数　回）
	⑰ 近隣調査等	受注者は、必要に応じて付近の地盤沈下の状況、近隣建物の壁、建具の建て入れ状況、内外装・土間等のクラック状況を調査・記録・写真撮影し事後に備えること。 さらに、工事の施工により、近隣施設等に損傷を与えた場合には、現状に復旧すること。 近隣事前調査の実施（内容は図面による） ※ 本工事で行う　⊙ 本工事で行わない　（別途　　）
	18 完成図書等	完成検査後に、次の完成図書を速やかに監督職員へ提出する。 完成図書　製本１部 製本形式　チューブファイル 完成図書に綴じ込むもの ※ 敷地現況図　記入事項　・ 敷地境界線　・ 方位 ・ 道路境界線、道路幅員、排水溝等 ・ 敷地内残存工作物、立木、電柱、電話柱等 ・ 敷地内設備位置（給水引込位置、下水桝位置） ・ 整地後レベル（　mグリッド） ・ その他監督員の指示するもの 添付するもの（記録として保存すべき施設で、建設時の図面がない場合に限る） Ａ３版縮小原図（配置図、平面図、立面図、仕上表、一般断面図）とする。
	⑲ 電子納品等	電子媒体（監督職員提出用）　（ 1 部） 電子媒体に格納するもの ※ 敷地現況図（ＣＡＤ　ＰＤＦ）　※ 監督職員が指示した図面等 ※ 工事概要ファイル 受注者は、次により電子納品を行うものとする。ただし、監督職員の承諾があった場合はこの限りでない。 (1) 完成図等は、「官庁営繕事業に係わる電子納品運用ガイドライン（営繕工事編）、営繕工事電子納品要領【令和4年改定】」及び「官庁営繕事業に関わる電子納品運用ガイドライン等の秋田県運用」（以下「要領等」という）に基づいて作成すること。 「要領等」で特に記載のない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、解釈に疑義がある場合は監督職員と協議のうえ電子化の是非を決定するものとする。 (2) 電子データは、「要領等」に示されたファイルフォーマットに基づいて作成すること。 (3) 設計監理業務として行う営繕年報作成のため、工事諸元情報の提供に協力すること。
	⑳ 技術検査	（1. 7. 2） 回数 ／ 中間検査の時期 第１回 ／ 第２回 ／ 完成検査 ⊙ 解体・発生材処分後は、マニフィスト等の整理を行い、施工管理資料として速やかに監督職員に提出のこと。 ・ 完成検査時には、地中工作物撤去確認のための掘削機械（バックホー　立米）を準備すること。
	21 快適トイレ導入対象	(1) 設置に要する費用は、当初計上していない。　（1. 7. 1） (2) 受注者は、快適トイレの設置にあたっては、「快適トイレ実施要項」に基づき監督職員と協議の上、規格・基数等の詳細について決定することとし、清算変更時において、支出実態のわかる資料により、設計変更の対象とする。 なお、設計変更数量の上限は、男女別で各１基ずつ２基／工事までとする。 また、運搬費は共通仮設費(率)に含むものとし、２基より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、別途計上は行わない。
	㉒ 法定外の労災保険	本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。
	㉓ 地下埋設物の損傷事故防止について	⊙ 本工事は「地下埋設物・架空線等上空施設の損傷事故防止マニュアル(営繕工事)（令和７年２月）秋田県建設部営繕課」により、公衆災害等の事故防止策を実施するものとする。 ・本工事と近接する地下埋設物は以下のとおりである。 地下埋設物の種類 ／ 管理者 ／ 条件等 ／ 貸与する資料
	㉔ 架空線等上空施設の損傷事故防止について	⊙ 架空線等上空施設が工事現場内等にある場合は、「地下埋設物・架空線等上空施設の損傷事故防止マニュアル(営繕工事)（令和７年２月）秋田県建設部営繕課」により、公衆災害等の事故防止対策を実施するものとする。 ・ 本工事範囲内にある架空線等上空施設は以下のとおりである。 施設の名称 ／ 所有者 ／ 条件等 ／ 貸与する資料
	25 情報共有システムの活用	※ 本工事は、「秋田県営繕工事情報共有システム施行要領」に基づき実施する。 ・ 発注者指定型 (1)本工事は、情報共有システム活用の対象として発注者が指定する工事である。 (2)情報共有システムの活用に要する費用は共通仮設費に計上している。 ※ 受注者希望型 (1)本工事は、情報共有システムの活用を前提とした積算は行っていない。 (2)情報共有システムの活用を希望する場合は、契約後速やかに、活用の可否について監督員と協議すること。 (3)情報共有システムを活用する場合は、その費用について設計変更の対象とする。

章	項　目	特　記　事　項
② 仮設工事	① 騒音・粉じん等の対策（仮囲い等）	仮囲い　（2. 2. 1） ⊙ 設ける（範囲、位置、延長等は図示） ・ 万能鋼板（Ｈ＝　）　・ 波板鉄板（Ｈ＝　） ⊙ 単管シート（Ｈ＝ 2.0m ） ・ 枠組足場シート（Ｈ＝　） ・ 防音パネル（Ｈ＝　）　・ 防音シート（Ｈ＝　） ・ パネルゲート（Ｗ＝　、Ｈ＝　）×　カ所 ・ シートゲート（Ｗ＝　、Ｈ＝　）×　カ所 仮設鉄板 ・ 設ける（範囲、位置、㎡数等は図示）
	2 監督職員事務所	規模　（2. 3. 1） ・ 10㎡程度　・ 20㎡程度　・ 35㎡程度　・ 65㎡程度　・ 100㎡程度 ・ 受注者事務所の中に監督職員用スペース　㎡程度確保する。 備品 机、いす、電話、書棚、黒板、ゴム長靴、雨合羽、保安帽、安全帯、冷暖房機器 その他監督職員の指示するもの。縮小製本図を備える場合は（　）部
	③ 工事表示板の設置	監督職員が指定する位置に一箇所設置する。 表示時期は工事着工時から完成時までとする。 表示板の形式 解体工事の表示 工事名称 ／ 構造・規模 ／ 工事期間 ／ 令和　年　月　日 ～ 令和　年　月　日 建築主 ／ 設計者 ／ シグマ企画 加納設計 工事監理者 ／ 工事監督者 ／ 工事施工者 ／ 注 1 表示板は、風圧に耐えるよう配慮すること。 2 地色は、マンセル記号1ＧＹ7.5/8 とし黒文字(角ゴシック)で表現する。 3 建築主は、契約担当者名とすること。 4 表示板の大きさ ※ 1 号（横180 cm×縦90 cm）　・ 2 号（横240 cm×縦120 cm） ・ 3 号（横360 cm×縦180 cm）　・ その他（　　） ※建設リサイクル法遵守指導としての「届出（通知）済シール」を建設業許可標識等に貼り付けすること。
	④ 工事用水及び電力	工事用水　構内既存の施設・ 利用できる（※ 有償　・ 無償） ⊙ 利用できない 工事用電力　構内既存の施設・ 利用できる（※ 有償　・ 無償） ⊙ 利用できない
	5 工事概要の表示	表示する ・ 図示による
	6 足場その他	外部足場　※ 枠組足場（※ 手すり先行工法　・ その他）　<2. 2. 4> ・ くさび緊結式足場（※ 手すり先行工法　・ その他） 設置範囲（ ・ 図示による　・　） 足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン（厚生労働省平成21年4月24日）」により、設置については「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すりの据置き方式又は(3)手すり先行専用足場によるものとする。 内部足場　※ 脚立、足場板等　・ 枠組棚足場　・ その他（　　）
	7 山留めの撤去	鋼矢板等の抜き後の処理　（2. 4. 3） ・　※ 直ちに砂等で充填する

一級建築士事務所
設計・監理
シグマ企画 加納設計
秋田県湯沢市字沖鶴194-12　TEL 0183-73-6797

設計年月	管理建築士・担当	担当	工事名称	縮尺	図面番号
R07・12	藤原　幸一 一級建築士 登録第207889号		湯ノ原地区消防ポンプ格納庫解体撤去工事	A3	01
			図面名称：建築物解体工事特記仕様書（１）	―	

建築物解体工事特記仕様書（２）

（令和７年改訂版）

※令和7年11月1日以降適用

章	項目	特記事項

③ 解体施工

① 解体方法

解体内容 （3. 3. 1）（3. 4. 1）（3. 5. 1）（3. 6. 1）（3. 6. 2）（3. 7. 1）（3. 8. 1）（3. 8. 2）（3. 9. 1）（3. 9. 2）（3. 10. 1）（3. 11. 1）（3. 12. 1）

部位	内容
解体建築物	・木造 ⊙CB造 ・S造 ・RC造 ・SRC造
建築設備	電気設備 ⊙内部 ・外部引込柱 機械設備 ・内部 ・埋設
内、外装材	・手作業 ⊙手作業及び機械による作業
屋根葺き材	葺き材種類（⊙ 鋼板長尺横葺 ）
屋根防水	防水仕様 （ ）
躯体	⊙手作業及び機械による作業 ・ 機械解体作業
基礎等	・杭基礎 ・独立基礎 ⊙布基礎 ・べた基礎
杭の解体	・有り ・残置 杭解体方法 ・引抜き工法（ ）・破砕工法
構内舗装等	舗装材種類：
樹木	・伐採 ※ 行う（ 本、図示） ・残す ・抜根 ※ 行う（ 箇所、図示） ・残す ・移植木 ・有り（移植先： 、図示による）
地下埋設物	・有り（埋設物： ）

解体施工は、低振動・低騒音型の機械器具等の選定に心がけ、解体材等の破片や粉じんの飛散を防止するため、防音シートや散水等により騒音・振動の減少、粉じんの防止に努めるものとする。

※石綿の存在が想定される建築物の解体にあたっては、労働安全衛生法、同施行令及び石綿障害予防規則に従い、建築物の解体等の作業における石綿ばく露防止対策等を実施し、健康障害の予防対策の一層の推進を図ること。

石綿等の除却は、６章による。

② 解体後の整地等

埋戻し、盛土及び地均し等 （3. 13. 1）

⊙ 解体撤去後は、次により設計ＧＬに整地すること。（従前建物周辺ＧＬ）

埋め戻し土 ⊙ 現場発生土利用 ・ 山砂利用（ 立米）

・ 他現場での建設発生土（堆積場所 ）

・ 整地表面は、解体で発生した再生砕石で敷きならすこと。

⊙ 整地表面は周囲同等ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装とする。

（A-5-20 再生密粒・再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ）

・ 解体後の敷地境界には、松杭及びビニルロープ等による囲障を設置すること。

・ 整地後、解体済建築物位置に縄張りを行うこと。

建設発生土の処理

本工事より発生する建設発生土は、次の場所に搬出するものと想定している。工事発注後に明らかになった事情で、予定した条件により難い場合は、別途協議する。

建設発生土量 （ m3）

発生場所 （ ）

搬出先、距離（ km）

受入条件 （ ）

・構外指示の場所に搬出する。

・構内指示の場所にたい積する。

・構内指示の場所に敷きならす。

④ 建設廃棄物の処理

① 再資源化等

特定建設資材廃棄物の再資源化が必要な発生材 （4. 4. 1）

種類	再資源化等をする施設名（住所）、搬出距離（km）
⊙ コンクリート塊	㈱松田 湯沢市山田字福島尻119 4.5km
・アスファルト塊	
⊙ 建設木くず	㈱ｸﾘｰﾝｶﾝﾊﾟﾆｰ 羽後町新町字大又29-2 18.5km
⊙ 金属類	㈱斎久 湯沢市字山谷123-6 1.5km
・小型二次電池	
⊙ ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ類	㈱松田 湯沢市山田字福島尻119 4.5km

建設資材の廃棄物の再資源化 （4. 4. 1）

種類	再資源化等をする施設名（住所）、搬出距離（km）
・蛍光ランプ	
・ＨＩＤランプ	
・硬質塩化ビニール管類	
・ガラス	
・	

指定建設資材廃棄物（木材）として縮減 （4. 4. 1）

（理由 ・ 50km以内に再資源化施設が無い ・ 再資源化に経済面での制約有）

再資源化された建設廃棄物の現場での利用 （4. 4. 1）

・ 有り（種類： ）

建設副産物情報交換システム（COBRIS）の利用

※ 適用する ・ 適用しない

搬入する建設発生材 （4. 4. 1）

本工事では、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設廃材、木材、アスファルト混合物等で次表の建設資材を工事現場に搬入する場合には、「再生資源利用計画書」を建設副産物情報交換システム（COBRIS）により作成し、施工計画書に含めて監督職員に提出する。また、その内容を説明のうえ、工事現場の見えやすい場所に掲示する。

加えて、建設発生土を「再生資源利用計画」に記載した搬入元から搬入したときは、所定の様式（秋田県技術管理課ＨＰ「建設発生土の適正利用について：土砂受領書）により速やかに搬入元に受領書を交付するものとする。

次の各号の一に該当する建設資材を搬入する工事

1 体積が500m3以上である土砂
2 重量が500t以上である砕石
3 重量が200t以上である加熱アスファルト混合物
4 重量が50t以上であるコンクリート
5 重量が50t以上であるコンクリート及び鉄から成る建設資材
6 重量が10t以上である木材
7 重量が0.1t以上である塩化ビニール管・継手
8 重量が0.1t以上である石膏ボード

搬出する建設発生材 （4. 4. 1）

本工事では、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等で次表の建設発生材を工事現場から搬出する場合には、「再生資源利用促進計画書」を建設副産物情報交換システム（COBRIS）により作成し、施工計画書に含めて監督職員に提出する。また、その内容を説明のうえ、工事現場の見えやすい場所に掲示する。

加えて、建設発生土を搬出する工事において「再生資源利用促進計画」を作成する場合は、以下の各項目に関しても実施するものとする。

(1) 500m3以上の建設発生土を搬出する工事においては、「土壌汚染対策法の手続きの状況」及び「建設発生土の搬出先における盛土規正法などの各種法令に関する許可状況等」を事前に確認し、その結果を「再生資源利用促進計画」の添付資料とし監督職員に提出し、その内容を説明のうえ、工事現場の見えやすい場所へ掲しなければならない。確認結果表作成に当たっての解説及び様式については、秋田県技術管理課ＨＰ「建設発生土の適正利用について」によるものとする。

(2) 500m3以上の建設発生土を搬出する工事においては、建設発生土を運搬する者に対し、搬出先の名称・所在地及び搬出量並びに (1)に関する内容を所定の様式（秋田県技術管理課ＨＰ「建設発生土の適正利用について：土砂搬出に関する通知書）により通知しなければならない。なお、内容に変更があった場合も同様とする。

(3) 建設発生土を計画に記載した搬出先に搬出したときは、所定の様式（秋田県技術管理課ＨＰ「建設発生土の適正利用について：土砂受領書）により速やかに搬出先に受領書の交付を求め、搬出先が計画と一致することを確認するとともに、受領書の写しを工事完成後 5年間保存するものとする。

次の各号の一に該当する建設発生材を搬出する工事

1 体積が500m3以上である建設発生土
2 コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊または建設発生木材であって、これらの重量の合計が200t以上であるもの
3 重量が0.1t以上である建設汚泥
4 重量が0.1t以上である建設混合廃棄物
5 重量が0.1t以上である金属くず
6 重量が0.1t以上である塩化ビニール管・継手
7 重量が0.1t以上である廃プラスチック
8 重量が0.1t以上である紙くず
9 重量が0.1t以上である廃石膏ボード
10 重量が0.1t以上である石綿

「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を作成した工事

再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を監督職員へ提出する。また、計画及び実施状況の記録を工事完成後5年間保存するものとする。

2 産業廃棄物広域認定制度の適用

産業廃棄物広域認定制度の適用 ・ 有り ※ 無し （4. 4. 2）

適用廃棄物種類	使用部位

③ 最終処分

最終処分する建設廃棄物及び最終処分場 （4. 4. 3）

種類	最終処分をする施設名（住所）、搬出距離（km）
ﾓﾙﾀﾙ､ｶﾞﾗｽ陶器類	㈱ｸﾘｰﾝｶﾝﾊﾟﾆｰ 羽後町新町字大又29-2 18.5km

本工事で発生する建設副産物のうち、県内の最終処分場に搬入する建設副産物については、秋田県産業廃棄物税が課税されるので、適正に処理すること。

4 処理に注意を要する建設廃棄物

処理に注意する建設廃棄物の処理 （4. 5. 1）

種類	処分をする施設名（住所）、搬出距離（km）
・ＣＣＡ処理木材	
・ひ素混入石膏ボード（小名浜吉野石膏㈱いわき工場 昭和48年3月～平成9年4月に製造）	※ 管理型最終処分場で埋立処分すること ・秋田県環境保全センター〈大仙市協和上淀川〉 km
・カドミウム含有石膏ボード（日東石膏ボード㈱八戸工場 平成4年10月～平成9年4月に製造）	※ 管理型最終処分場で埋立処分すること ・秋田県環境保全センター〈大仙市協和上淀川〉 km

参考：廃石膏ボード現場分別解体マニュアル（案）（平成24年3月国土交通省）

⑤ 特別管理産業廃棄物の処理様

1 特別管理産業廃棄物の処分等

特別管理産業廃棄物の処理 （5. 4. 1）

種類	分析調査		処理先
・廃石綿	・行う		
・ＰＣＢを含む機器類	・行う		
・ＰＣＢ含有ｼｰﾘﾝｸﾞ材	・行う		
・廃油	・行う		
・廃酸、廃アルカリ	・行う		
・ダイオキシン類	・行う		

⑥ 石綿含有建材の除去等

① 石綿含有建材の調査

発注者による事前調査

※ 調査済 ⊙ 未実施（ ）

受注者による事前調査 （1. 4. 1）

工事に先立ち、あらかじめ関係法令に基づき、石綿含有建材の事前調査を行うものとし、調査結果を監督職員に提出するとともに官公署へ報告する。

貸与資料 ・ 石綿関係材料調査票 ・ 既存図面 ・

調査範囲 ・ 図示による ⊙ 全体

分析調査 （6. 1. 3）

・ 行う ※ 行わない

分析による石綿建材の調査

分析対象

アクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト及びトレモライト

分析方法

材料名	定性分析（JIS A 1481-1 又は JIS A 1481-2）	定量分析（JIS A 1481-3、JIS A 1481-4又は JIS A 1481-5）
	・ 個所数（ ）	・ 個所数（ ）
	・ 個所数（ ）	・ 個所数（ ）
	・ 個所数（ ）	・ 個所数（ ）

サンプル数 １箇所当たり３サンプル

採取箇所 ・ 図示による

調査報告書

⊙ 提出部数（ ⊙ １部 ・ ）

2 一般事項

石綿粉塵濃度測定 ※ 行う ・ 行わない （6. 1. 4）

測定時期、場所及び測定点

摘要	測定名称	測定時期	測定場所	測定箇所点（各施工箇所毎ごと）
・	測定 1	処理作業前	処理作業室内	・ 計 点
・	測定 2		調査対象室外部の付近	・ 計 点
・	測定 3	処理作業中	処理作業室内	・ 計 点
・	測定 4		ｾｷｭﾘﾃｨｿﾞｰﾝ入り口	・ 計 点
・	測定 5		集じん・排気装置の排出口（処理対象室外の場合）	出口吹出し風速 1m/sec以下の位置 ・ 計 点
・	測定 6		処理作業室外 ・ 施工区画周辺 ・ 敷地境界	・ 計 点
・	測定 7	処理作業後（ｼｰﾄ養生中）	処理作業室内	・ 計 点
・	測定 8	処理作業後	処理作業室内	・ 計 点
・	測定 9	ｼｰﾄ撤去後 １週間以降	調査対象室外部の付近	・ 計 点

6 石綿含有建材の除去等

測定方法

自動測定機による測定

測定名称	測定方法
・ 測定 4 ・ 測定 5	粉じん相対濃度計（ﾃﾞｼﾞﾀﾙ粉じん計）ﾊﾟｰﾃｨｸﾙｶｳﾝﾀｰ、繊維状粒子自動測定器（ﾘｱﾙﾀｲﾑﾌｧｲﾊﾞｰﾓﾆﾀｰ）等の粉じんを迅速に測定できる機器を用いた測定

・ JIS A 3850-1に基づいた測定

測定名称	ﾒﾝﾌﾞﾚﾝﾌｨﾙﾀ直径(mm)	試料の吸引流量(L/min)	試料の吸引時間(min)
・ 測定 4 ・ 測定 5	25	5	30
・ 測定 ・	25	10	120
・ 測定 ・	47	10	240
・ 測定 ・			

※石綿含有建材の除去に当たっては、石綿作業主任者（石綿作業主任者技能講習修了者）の選任をすること。除去に従事する除去作業者は、石綿則に基づく特別の教育を受けたものとすること。 （6. 2. 2～3）

3 建築設備に使用されている石綿含有材の処理

建築設備に使用されている石綿含有材の処理

使用の有無	使用設備の種類	処理方法
・ 有り ・ 無し	・ ・	

4 石綿含有吹付け材の除去

石綿含有吹付け材の処理等 （6. 3. 2 、3）

建材の種類	除去対象範囲	除去工法	除去後の飛散防止措置
・ 石綿含有含有吹付材	・ 図示による ・	※ 6.3.2(1)による ・	※ 湿潤化 ・ 固形化

処分 ※ 管理型最終処分場に埋立処分

秋田県環境保全センター〈大仙市協和上淀川、 km〉

・ 中間処理（ ）

5 石綿含有保温材等の除去

石綿含有保温材の処理等 （6. 4. 1～3）

使用材料名	除去対象範囲	除去工法	除去後の飛散防止措置
・	・ 図示による	・ 破砕して除去 ・ 原型のまま、手ばらし	※ 湿潤化 ・ 固形化

処分 ※ 管理型最終処分場に埋立処分

秋田県環境保全センター〈大仙市協和上淀川、 km〉

・ 中間処理（ ）

6 石綿含有成形板の除去

石綿含有成形板の処理等 （6. 5. 1、3）

使用材料名	除去対象範囲
・	・ 図示による
・	

処分 石綿含有せっこうボード

※ 管理型最終処分場に埋立処分

秋田県環境保全センター〈大仙市協和上淀川、 km〉

石綿含有せっこうボードを除く石綿含有成形板

・ 埋立処分（

・ 中間処理（ ）

7 石綿含有仕上塗材の除去

石綿含有成仕上塗材の処理等 （6. 6. 1～4）

使用材料名	除去対象範囲	除去工法
・	・ 図示による	・ 集じん装置付き超高圧水洗工法（100Mpa以上） ・ 湿式集じん装置付きﾃﾞｨｽｸｸﾞﾗｲﾝﾀﾞｰ工法 ・ 乾式集じん装置付きﾃﾞｨｽｸｸﾞﾗｲﾝﾀﾞｰ工法 ・ 剥離剤（薬品）工法 ・ 超音波ケレン工法

処分 ※ 管理型最終処分場に埋立処分

秋田県環境保全センター〈大仙市協和上淀川、 km〉

・ 中間処理（ ）

⑦ 特殊な建設副産物の処理

1 特殊な建設副産物の処理

特殊な建設副産物の処理 （7. 3. 1）

種類	回収及び処理等	処理先等
・ 冷媒フロン	※ 登録を受けた回収業者に回収委託	
・ 建築用断熱フロン	※ 焼却による処理	
・ ハロン	※ ハロン設置業者に回収委託	
・ イオン化式感知器	※ 購入元か製造所等に処理委託	
・ 六ふっ化硫黄ガス	※ 機器製造所に回収委託	
・ ＰＦＯＳ	※ 処理業者に処理委託	
・ 特定化学物質	※ 処理業者に処理委託	

⑧ その他

① その他の一般事項

処分先の変更等

4章1～4、5章1、6章5、7章1の各処分する施設の明示については、拘束するものではない。処分先を変更した場合は、明示した設計上の処分先と比較検討し、安価になっているいる場合は減額することもある。

一級建築士事務所
設計・監理
シグマ企画 加納設計
秋田県湯沢市字沖鶴194-12 TEL 0183-73-6797

設計年月	管理建築士・担当	担当	工事名称	縮尺	図面番号
R07・12	藤原 幸一 一級建築士 登録第207889号		湯ノ原地区消防ポンプ格納庫解体撤去工事	A3 ―	02
			図面名称：建築物解体工事特記仕様書（２）		